

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 5月 29日施行

令和 8年 5月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第40号

佐用町観光事業関係補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町観光事業関係補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 5月 29日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第40号

佐用町観光事業関係補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町観光事業関係補助金交付要綱（令和2年佐用町要綱第43号）の一部を次のように改正する。

別表1 補助金の額の項を次のように改める。

補助金の額	補助対象経費を合算して得た額（ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で1団体10万円を上限とする。 ※補助金の額は、補助対象経費から他の補助金の額を差し引いた額とする。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。